

提供年月日：平成 26 年(2014 年)8 月 4 日
部局名：健康医療福祉部
所属名：子ども・青少年局
担当名：虐待・非行防止対策チーム
担当者名：大久保・奥谷
内線：3556
電話：077-528-3556
E-mail：em00@pref.shiga.lg.jp

平成25年度滋賀県における児童虐待相談件数等の状況について(概要)

平成 25 年度における県(中央、彦根)子ども家庭相談センター(以下「センターという。’)および 19 市町に寄せられた児童虐待に関する相談等の状況概要を、下記のとおりとりまとめました。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

◆相談件数等の主な状況

- ① 相談件数は5,109件で、前年比839件、19.6%の増加。
- ② 虐待種別では、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』の割合が全体の40.8%、『身体的虐待』29.6%、『心理的虐待』28.2%、『性的虐待』1.4%。
- ③ 年齢別では、『小学生』以下が全体の約75%。
- ④ 主な虐待者では、実母が全体の66.3%。
- ⑤ 継続して支援しているケースが約70%。

※相談件数は、虐待と認知して対応をしている実件数(子どもの人数)であり、通告を受けたが、調査の結果、虐待と認知しなかった件数は含まれません。

○相談件数は年々増加を続けており、平成 25 年度件数は初めて 5,000 件を超えました。

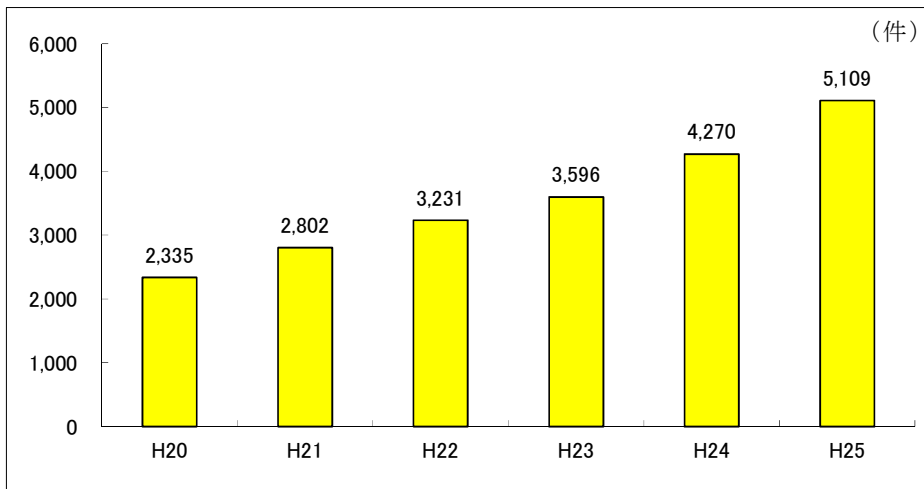
○個々の児童虐待相談の背景には、経済的な問題や社会的孤立の問題など複数の要因が複雑に絡み合っていることが多い状況にあります。その一方で、虐待通告のうち「近隣・知人」から寄せられるものが約 5 割と最も多く、また、一見しただけでは掴みにくい「ネグレクト」(2,085 件)が最も多くなっていることから、地域社会が、子どもの日常の様子(衣服の衛生状況や摂食の状況等)を注視して見守っていることがうかがえます。オレンジリボンキャンペーン(街頭啓発)等の取組により、児童虐待に対する社会全体の関心が高まったことから、児童虐待相談が増加している側面もあります。

○今後とも、児童虐待防止に向けて県民の理解をより深めながら、市町と連携し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護・ケアから子どもの家庭復帰や自立までの切れ目のない支援を行っていきます。

(相談件数)

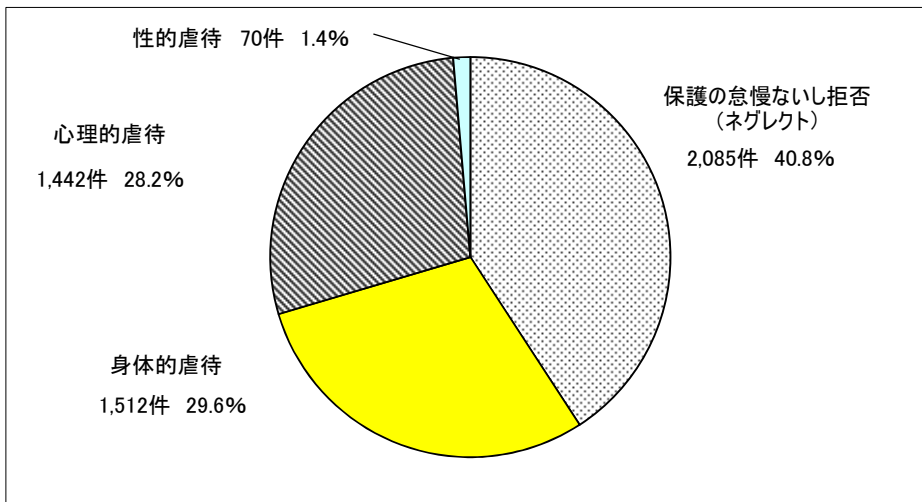
○5,109 件で、前年度比 839 件の増 (+19.6%) となっています。

※センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。
(センター1,283 件+市町 5,083 件-1,257 件(連携分) = 5,109 件)



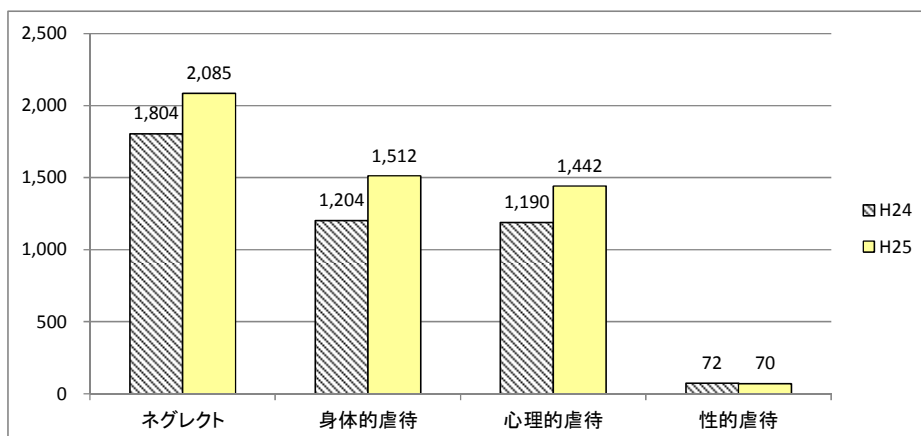
(虐待種別)

○「保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)」が 2,085 件 (40.8%) と最も多く、「身体的虐待」が 1,512 件 (29.6%)、「心理的虐待」が 1,442 件 (28.2%)、「性的虐待」が 70 件 (1.4%) となっています。



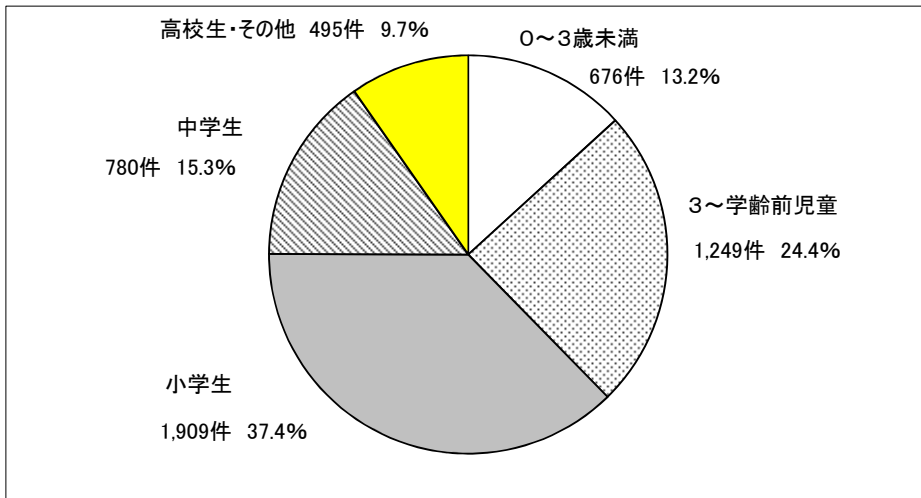
○前年度比では、「身体的虐待」が 308 件増と最も多く、「保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)」が 281 件増、「心理的虐待」が 252 件増と続いています。

(件)



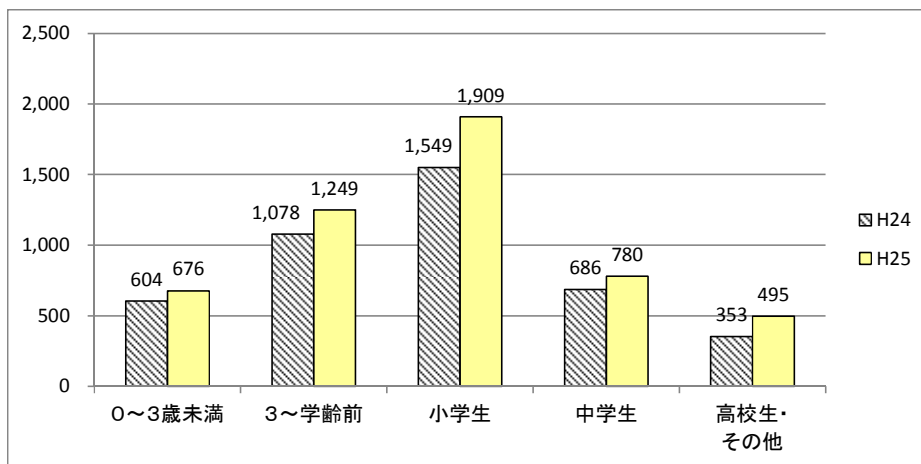
(年齢別)

○「小学生」が1,909件(37.4%)と最も多く、「3歳～学齢前児童」1,249件(24.4%)、「中学生」780件(15.3%)、「0歳～3歳未満」が676件(13.2%)と続いています。



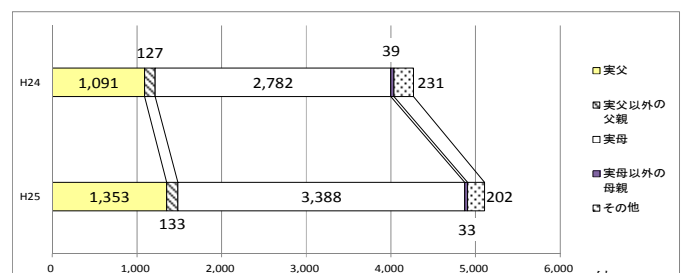
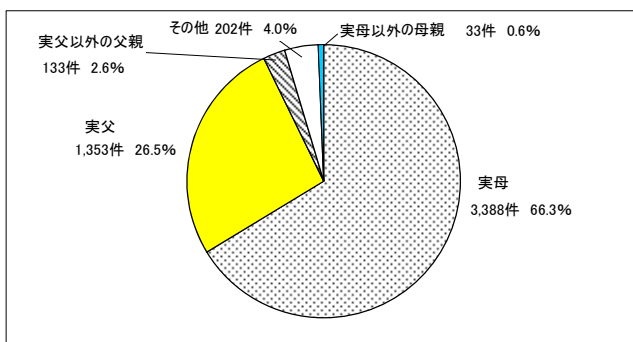
○前年度比では、「小学生」が360件増と最も多く、「3歳～学齢前児童」171件増、「高校生・その他」が142件増と続いています。

(件)



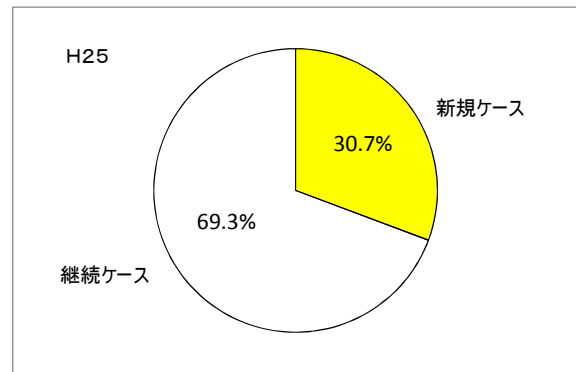
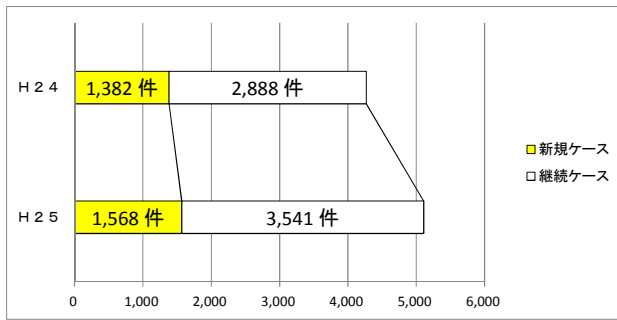
(主な虐待者の内訳)

○「実母」が3,388件(66.3%)、「実父」が1,353件(26.5%)であり、前年度と比較すると「実母」が606件増、「実父」が262件増となっています。



(新規・継続別)

○「新規ケース」が1,568件(30.7%)、「継続ケース」が3,541件(69.3%)で、前年度と比較すると、「新規ケース」が186件増、「継続ケース」653件の増加となっています。



(虐待通告)

○センターに寄せられた通告は、922件で、前年度より231件増となっており、「近隣・知人」からの通告が444件(48.2%)と最も多くなっています。前年度比では、「近隣・知人」の121件増が最も多く、「学校等」の80人増と続きます。

(件)

	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H24	53	43	323	17	3	38	10	84	3	73	44	691
H25	0	39	444	1	0	70	17	98	3	153	97	922
H25構成比率	0.0%	4.2%	48.2%	0.1%	0.0%	7.6%	1.8%	10.6%	0.3%	16.6%	10.5%	100.0%
増減	△ 53	△ 4	121	△ 16	△ 3	32	7	14	0	80	53	231

(一時保護)

○一時保護所での「保護件数」は267件で、前年度より47件減ですが、「1日あたりの平均保護人数」は24.2人と前年度とほぼ同数です。また、「一人あたりの平均在所日数」は33.1日で、前年度より4.5日増となっています。特に「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は36.7日で、前年度より5.5日増となっています。

【一時保護所での一時保護】

	保護件数(件)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)	
		左のうち虐待ケースの件数		左のうち虐待ケースの人数		虐待ケースの平均日数
H24	314	228	24.6	19.5	28.6	31.2
H25	267	192	24.2	19.3	33.1	36.7
増減	△ 47	△ 36	△ 0.4	△ 0.2	4.5	5.5

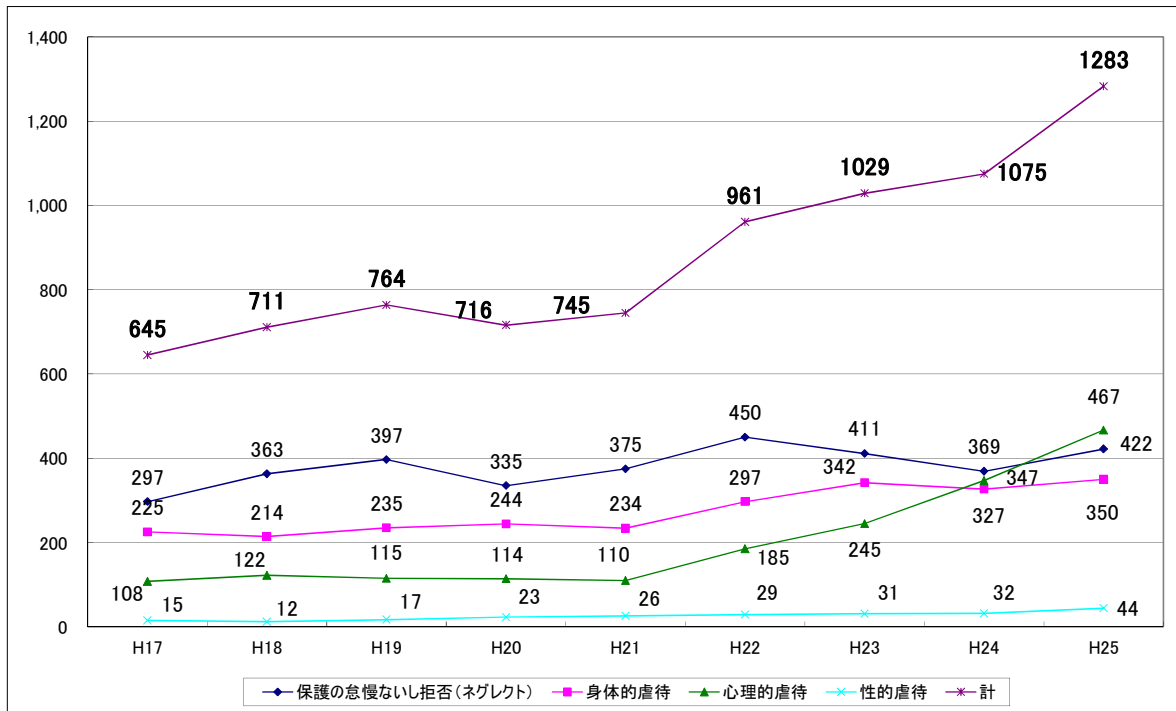
《センター・市町別》

(相談件数の推移)

- センターでは、平成 22 年度以降の伸びが大きく、うち「心理的虐待」の伸びが大きくなっています。また、市町の相談件数も増加を続けています。

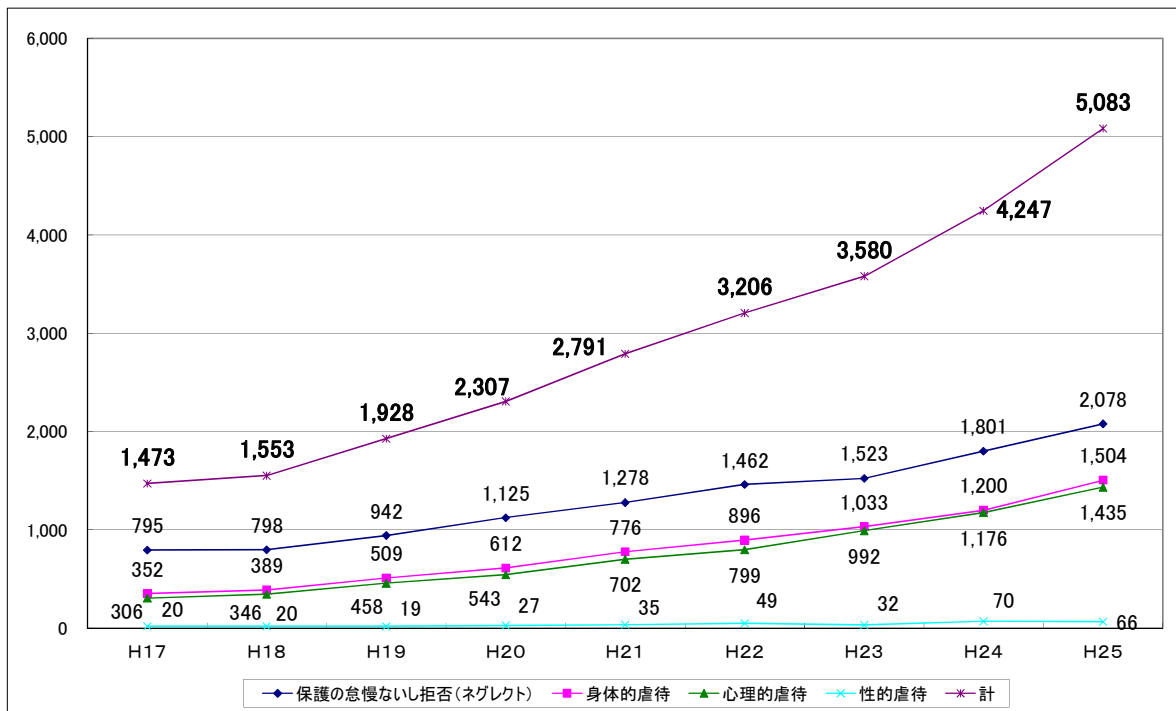
【センターの推移】

(件)



【市町の推移】

(件)

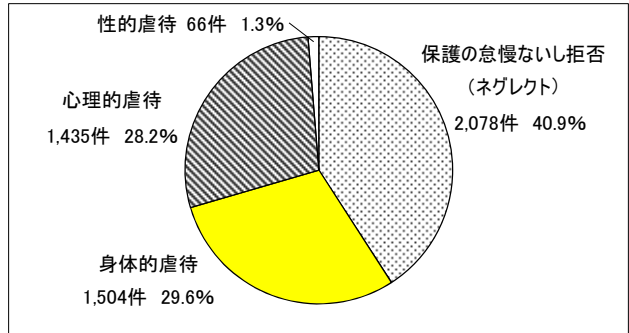
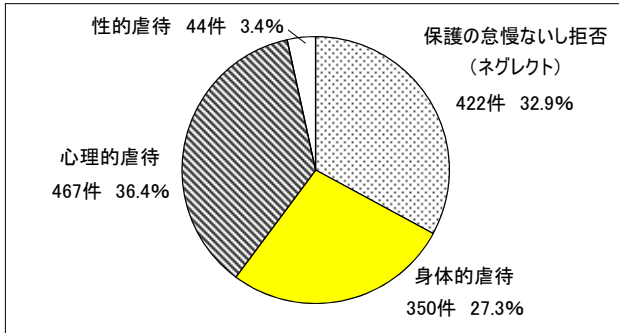


(虐待種別)

○センターでは、「心理的虐待」が36.4%と最も多く、市町では、「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が40.9%と最も多くなっています。

【センター】

【市町】

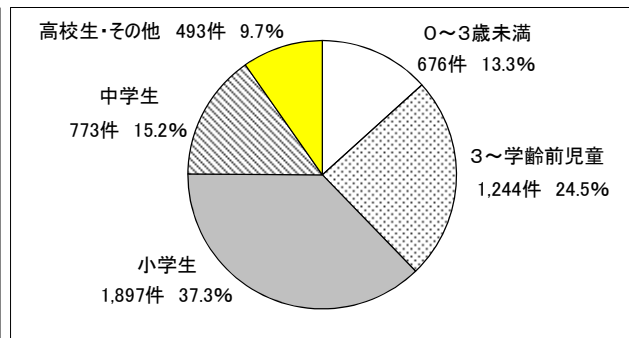
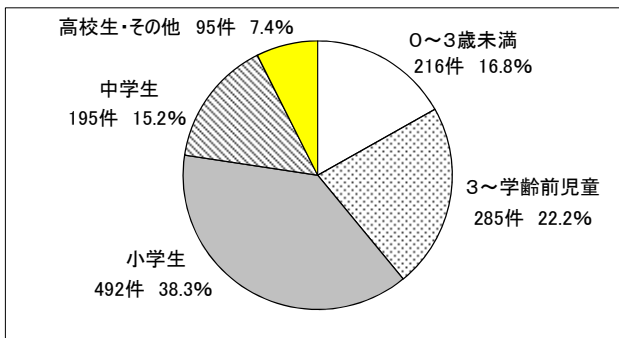


(年齢別)

○センター、市町ともに「小学生」の占める割合が約40%と最も高く、小学生以下で75%以上を占めています。

【センター】

【市町】

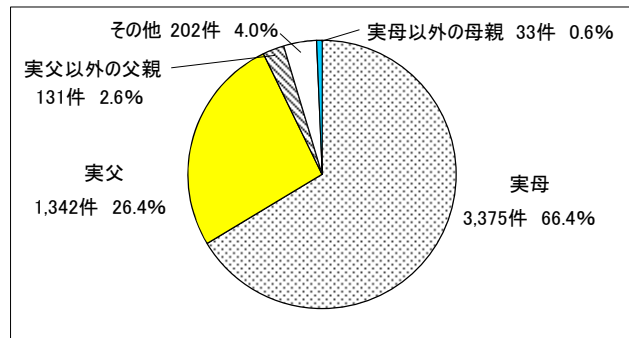
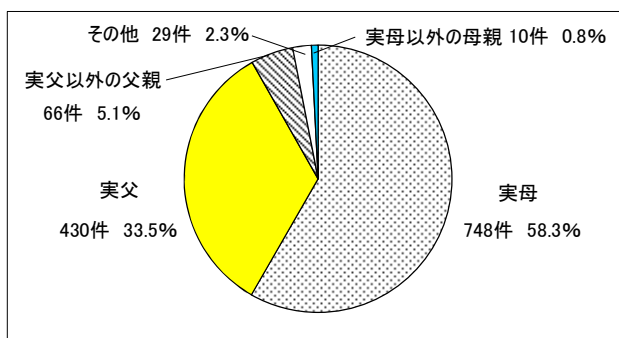


(主な虐待者の内訳)

○センター、市町ともに「実母」の占める割合が最も高く、センター58.3%、市町66.4%となっています。また、「実父」の占める割合は、センター33.5%、市町26.4%となっています。

【センター】

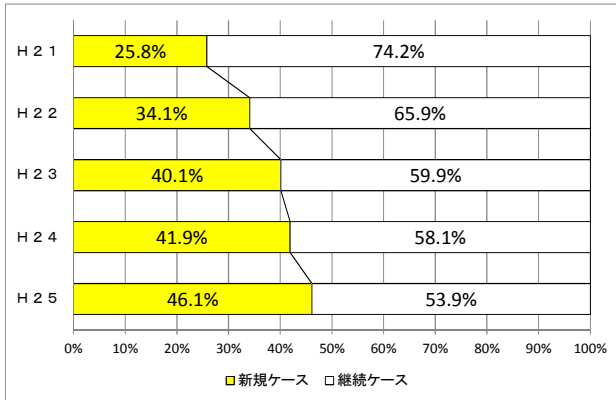
【市町】



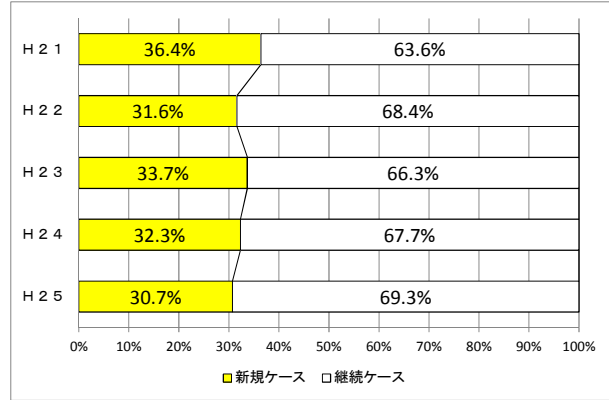
(新規・継続別)

○センターでは、新規ケースが46.1%で、増加傾向にあり、市町の新規ケースは30.7%となっています。

【センター】



【市町】



【平成25年度の詳細】

(件)

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	592	130	561	1,283
構成比率	46.1%	10.1%	43.7%	100.0%

【平成25年度の詳細】

(件)

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	1,561	88	3,434	5,083
構成比率	30.7%	1.7%	67.6%	100.0%

(虐待の相談経路)

○センターでは、市町からの相談が581件で最も多く、全体の45.3%を占めています。市町は、市町(保健センター等)が1,516件で、学校等が1,353件と続いています。

【センター】

(件)

	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H24	129	124	6	425	6	1	47	20	82	5	132	98	1,075
H25	125	180	9	581	0	1	42	15	76	3	120	131	1,283
H25構成比率	9.7%	14.0%	0.7%	45.3%	0.0%	0.1%	3.3%	1.2%	5.9%	0.2%	9.4%	10.2%	100.0%
増減	△4	56	3	156	△6	0	△5	△5	△6	△2	△12	33	208

【市町】

(件)

	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H24	367	254	12	1,238	75	15	99	364	67	84	1,064	608	4,247
H25	431	279	8	1,516	76	14	113	408	59	109	1,353	717	5,083
H25構成比率	8.5%	5.5%	0.2%	29.8%	1.5%	0.3%	2.2%	8.0%	1.2%	2.1%	26.6%	14.1%	100.0%
増減	64	25	△4	278	1	△1	14	44	△8	25	289	109	836

《センターの措置等》

(立入り調査)

	滋賀県	左の内、警察官の 同行を求めたもの
H21	0件(0人)	0件(0人)
H22	0件(0人)	0件(0人)
H23	0件(0人)	0件(0人)
H24	1件(1人)	1件(1人)
H25	1件(1人)	1件(1人)

※立ち入り調査時の調査質問に対して保護者等は、正当な理由なくしてこれを拒むことができないなど、立ち入り調査の権限は強制力を持つものです。

注) 児童虐待防止法第9条

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。(以下略)

(虐待相談に対する入所措置等)

(件)

	児童福祉施設 入所	里親委託	計
H21	47	13	60
H22	56	6	62
H23	48	14	62
H24	59	18	77
H25	32	8	40

(強制入所措置の家庭裁判所への申立)

	申立件数	承認件数
H21	13件	7件
H22	10件	9件
H23	5件	6件
H24	8件	5件
H25	6件	6件

※児童福祉法第28条の規定に基づく申立

当該年度内緒承認件数のため、前年度に申し立て、年度を超えて承認されたものも含まれます。

注) 児童福祉法第28条

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者……の意に反するときは、都道府県は、……次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者……であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。(以下略)

◆ 平成26年度の県の主な取組

平成22年3月に全面改定した滋賀県児童虐待防止計画に基づき、子どもの権利擁護の観点に立って、県民、市町、関係機関・団体と連携し、未然防止から早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰や子どもの自立まで切れ目のない支援を行っています。

特に子ども家庭相談センターでは、子どもの安全を確保し命を守るために、児童虐待通告を受けての目視による安全確認、緊急一時保護、施設入所措置など、積極的にケースに介入しての支援に取り組むとともに、専門的な知識および技術を要するケースへの助言などの市町支援をしています。

また、専門職員を増員するなど、子ども家庭相談センターの体制整備を図っています。
主な取組は、以下のとおりです。

(1) 未然防止

- ・ 11月の児童虐待防止推進月間を中心に、年間を通じた地域・企業参画型のオレンジリボンキャンペーン（街頭啓発、出前講座等）により、児童虐待の通告義務、通告先、子どもに及ぼす影響などを県民に広報啓発することで、児童虐待防止の気運を高めていきます。
- ・ 子育て・女性健康支援センターとの連携により、「乳幼児揺さぶられ症候群」の防止に向けた研修会を開催します。

(2) 早期発見・早期対応

- ・ 市町の母子保健部局との連携による、子育てに不安を感じている妊産婦への支援や、乳幼児虐待への対応を進めます。
- ・ 市町への年間を通じたスーパーバイザー派遣や関係職員等への児童虐待防止研修などを通して、市町の児童家庭相談体制や要保護児童対策地域協議会の機能強化を進めます。

(3) 保護・ケア

- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭的な養育環境の下で養育される機会を増やすために、滋賀県里親連合会と連携して、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を推進するための啓発に取り組みます。

(4) 子ども家庭相談体制の強化等

- ・ 新たな子ども家庭相談センターの整備計画の策定を進めます。
- ・ 児童虐待防止計画を改定します。
- ・ 各子ども家庭相談センターに保健師と児童心理司を1名ずつ増員配置しました。

たすけてサインを見逃さないで、「もしや虐待ではないか」と思ったら、
地元の市町か次のホットラインにご連絡ください。

・ **滋賀県虐待ホットライン（24時間対応） 077-562-8996**

・ 児童相談所全国共通ダイヤル（24時間対応）0570-064-000

【被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第 33 条の 16 に基づく公表）】

被措置児童等の権利擁護を図るため、平成 20 年の児童福祉法の一部改正により、平成 21 年 4 月より被措置児童等虐待の防止に向けた措置が規定されています。

児童福祉法第 33 条の 16 および同法施行規則第 36 条の 30 に基づき、平成 25 年度に本県において対応した被措置児童等虐待の状況を公表します。

被措置児童等虐待の状況

(1) 通告件数 1 件

ア 被害を受けた子どもの性別

男子	女子
1 名	0 名

イ 被害を受けた子どもの年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生・その他
0 名	1 名	0 名	0 名

ウ 虐待の類型

保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
0 件	0 件	1 件	0 件

エ 施設等の種別

里親等	社会的養護関係施設	障害児施設等	一時保護施設
0 件	0 件	1 件	0 件

オ 虐待を行った施設職員等の職種

保育士
1 件

(2) 県が講じた措置

文書指導

(参考)

◆被措置児童等虐待とは

さまざまな事情により、家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への入所措置等をされた子どもに対して、施設職員等が行う虐待をいいます。

本県では、虐待を受けた子ども本人からの届出や、虐待を受けたと思われる子どもを発見したものからの通告に対し、滋賀県社会福祉審議会児童虐待事例検証部会の助言を得ながら必要な措置を講じます。

◆児童福祉法

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

◆児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設
ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関	障害児施設等
ニ 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を加える者	一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種